

## 公益財団法人太陽財団 助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人太陽財団(以下「当財団」という。)は、北海道における自然・歴史など地域固有の資源の保全・活用や文化・スポーツの振興等を通じた、地域づくりを目的とする活動に財政的援助を行い、豊かで潤いのある道民生活の実現と活力ある北海道の地域社会の形成に資する事を目的としている。この財政的援助に関しては本要綱に定めるところによる。

### (助成対象活動)

第2条 助成金の交付の対象となる活動は大会・学会・セミナー・シンポジウム・現地見学会・体験学習会・イベントなどの実施、PR資料の作成及び地域固有の資源の補修・改修・簡易な条件整備など第1条(趣旨)に合致する活動とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする活動
- (2) 特定の政治または宗教活動および主義主張の浸透を目的とする活動
- (3) その他、上記に関連する活動

### (助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、原則として道内に居住または活動する団体等(市町村、市町村と連携しながら地域づくり活動を実践する団体、その他の団体等で理事会が認めた者)で、次の各号に適合するものとする。

- (1) 団体にあっては、一定の規約を有し、代表者が明らかであること
- (2) 会計処理が明確であること

### (助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、第2条(助成対象活動)を行うために必要な経費とする。ただし、助成対象者の構成員等に対する人件費の支払いは対象外とする。また、助成対象活動毎に必要性等を判断し、助成対象経費の対象外とする場合がある。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額から他の助成団体からの補助金または助成金および入場料等の収入を除いた額とし、上限額は個別の助成対象活動毎に理事会が決定するものとする。

(助成申請書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体または個人は、助成申請書(第1号様式)を、当財団に提出するものとする。

(助成対象活動の決定)

第7条 助成対象活動の決定にあたって、公平性を図るため、選定委員会を設置し、選定委員会の答申を経て、理事会が決定するものとする。

- 2 選定委員会は各分野における有識者等10名以内による選定委員により構成する。  
なお、この選定委員の選出方法については理事長が別に定める。

(助成金交付の通知)

第8条 当財団は、第6条の規定による申請書類を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に関する助成金の交付の諾否を助成金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

なお、通知の方法は助成審査結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は原則として、活動実施前に概算払いの方法により行うものとする。  
ただし、理事会が必要と認めた場合は活動実施後の精算払いの方法によることもできるものとする。

(活動内容等の変更承認)

第10条 助成金の交付を受けた者が、当該助成の対象となった活動内容等を変更しようとする場合には、予め助成事業変更承認申請書(第3号様式)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請期限は原則として変更を行わなければならない事由の発生から30日以内とする。
- 3 理事長が、活動内容等の変更を承認する場合は、合理的基準により判断し、助成活動変更承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(助成対象活動の実施確認)

第11条 当財団は、助成対象活動が適正に実施されているか現地調査等の方法により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき概算払いの方法により助成金の交付を受けた者及び第9条の規定に基づき精算払いの方法により助成金の交付を受ける者は、助成対象活動

の完了後、30日以内に助成活動実績報告書(様式第5号)を関係書類添付のうえ、当財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定および通知)

第13条 当財団が前条による実績報告を受けたときは、助成対象活動の実施確認と併せて審査等をし、当該助成活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

2 概算払いの方法により助成金の交付を受けた者で、前項により確定した交付すべき助成金より概算払いの金額が多い場合は、その差額を精算しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 当財団は、次の各号に該当した場合、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき
- (4) 助成金を他の用途に使用したとき

なお、期限等の通知の方法は助成金(一部)返還請求書(第7号様式)により行うものとする

2 助成金の交付決定の取消し等を受けた者が、返還すべき助成金を期日までに返還しなかった場合は、返還期限の翌日から起算し返還された日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算(年365日の日割計算)した違約延滞金を当財団に支払わなければならない。

(関係書類の保管等)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成活動に関する経費に収支の事実を明らかにした書類・帳簿等を整備し、且つ、助成対象活動の終了した日の属する会計年度の終了後、3年間これを保管しなければならない。

(要綱の改廃)

第16条 この要綱の改廃は理事会の決議によるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は公益財団法人太陽北海道地域づくり財団の設立の登記のあった日から施行する。
- 2 財団法人太陽北海道地域づくり財団解散の際、財団法人太陽北海道地域づくり財団に基づきなされた決定その他の行為は、この要綱中の相当する規定についてなされたものとみなす。